

生坂村観光施設事業(休養宿泊施設)経営戦略

団 体 名 : 福祉センター やまなみ荘

事 業 名 : 観光施設事業(休養宿泊施設)

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用	事 業 開 始 年 度	昭和59年
事 業 の 種 類	観光施設事業(休養宿泊施設)	施 設 名	福祉センター やまなみ荘
職 員 数	9人		
事 業 の 内 容	村民の福祉増進を目的に、村民の保養、教養、娯楽及び生活相談等並びに農業体験、地元農産物の販売による都市住民との交流施設。		
年 間 利 用 状 況 ※単位を明記すること ※過去3年度分を記載	平成29年度 入浴 24,398人 宿泊 2,885人 日帰り宴会 7,903人	平成30年度 入浴 23,926人 宿泊 2,827人 日帰り宴会 7,095人	令和元年度 入浴 21,867人 宿泊 2,572人 日帰り宴会 6,316人
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29 100%	H30 100%	R1 100%
経 費 回 収 率 * ※過去3年度分を記載	H29 96. 0%	H30 94. 4%	R1 89. 0%
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	各種施設設備保守点検業務、一部清掃業務	
	イ 指定管理者制度	なし	
	ウ PPP・PFI	なし	

* 法適 ((主営業収益+その他営業収益)/(営業費用+営業外費用) × 100) 非適 ((料金収入+その他営業収益)/(営業費用+営業外費用+地方債償還金) × 100)

(2) 料 金 形 態 *施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

料 金 の 概 要 ・ 考 え 方	基本的な考え方は、住民の福祉、休養の目的達成のための料金設定としている。 料金は宿泊と施設利用(宴会、会議、休憩等)に係る施設利用料及び飲食料金、食堂における飲食料金並びに入浴料金とする。 宿泊料金: 素泊まり4,800円から、1泊朝食付5600円から、1泊2食付き8500円から 入浴料金: 400円、小学生200円(但し、村内中学生まで無料)いずれも税込
-------------------	---

(3) 施 設 を 取 り 巻 く 環 境 等 *周辺施設の状況などが分かるよう記載すること。

長野自動車道安曇野IC、麻績ICからそれぞれ30分足らずで到着。JR明科駅からは、村営バスを利用しても約20分で到着し、国道19号線や施設入り口には案内看板を設置しています。 長野市や松本市をはじめ、周辺の観光地・観光施設にも1時間から2時間程度で行け、県内観光の拠点とすることが出来ます。 近隣市町村には、市町村が所有する同類施設があるものの、ほとんどが指定管理者による運営がされ、市町村が直接運営する施設は極わずかとなっています。村内では、食事・宿泊・宴会・入浴をひとつの施設で対応できる唯一の施設です。

2. 経営の基本方針

経営の基本方針は、「生坂村第6次総合計画」の基本計画第4章第2節「観光資源の活用」の施策に基づき、運営の健全性維持に努めることとし、経営戦略の策定にあたっての詳細な分析は、次のとおりとする。 利用者が、村内・近隣市町村の高齢者が多い中で、近隣市町村も含め少子高齢化により、今後利用者が大きく増加していくことは期待できない状況にあるものの、村唯一の施設として住民の福祉向上を図り、憩いの場、やすらぎの場として、村民に愛され利用してもらえる施設を目指しています。村の観光資源を活かしつつ、周辺の観光施設へのアクセスの良さをPRし、観光・交流の拠点として近隣市町村や県外の方にもご利用いただける施設運営をします。今回、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、観光施設は打撃を受けている状況であり、やまなみ荘を取り巻く状況も一変しました。新型コロナウイルス感染が収束した後を見据え、今後ワーケーション等のニーズに対応するための施設改修等を行うなど、新たな顧客確保に向けた取り組みをしていく。
--

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別 紙 の と お り

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

業務開始以降これまで2回の大規模な増築・改修工事を行ってきましたが、建物本体は30年以上、直近の大規模改修後でも10年を経過しています。今後、老朽化による破損や新型コロナウイルス感染が収束した後のニーズを見据えたりリニューアルの必要があり、投資の平準化を図る上でも計画的に対応する必要があります。お客様が安心してご利用いただくためにも、防災・安全対策に関する事項は迅速に対応し、特殊建物検査結果も参考に必要な対策を講ずることとします。対策を講じる上では、安心安全な利用を最優先にした順位付けを行います。同時にお客様に気持ちよくご利用していただけることも考慮した計画とし、必要に応じ計画の見直しを行います。

② 収支計画のうち財源についての説明

営業収益(料金収入)のみによる運営を目指しており、料金設定は施設運営に大きな影響を与えます。直近では、平成28年度に料金改定(宿泊料金、食事・宴会料金)を行っており、今後、改定を行う場合には様々な検討をしたうえで慎重に行うこととし、当面は現状を維持していきます。

ここ数年は利用も一定程度の成果を上げているものの、増加をしている状況にはありません。また、消費税の引き上げや物資などの経営に必要な経費も増加・引き上げ傾向にあり、予算規模が大きくないためその影響を受けやすい状況でもあります。令和2年3月頃から新型コロナウイルス感染症の影響で、利用者が大きく減少しており、今後もある程度の影響が続くと予想されます。そうしたことを総合的に判断し、計画期間中に、施設の今後のニーズを見据えたに合わせた施設の改修を行い、併せて料金改定について適切に対応することとし、できる限り繰入金には頼らない運営を目指していきますが、村の福祉センターとしての役割を果たしていることも含め、適切に判断をしていきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本計画において、民間活力の活用については考えず、職員給与費については、現状の配置の見直しを行い算定しています。施設の維持管理に関しては、職員が対応できるものは対応することとしますが、法律で定められている設備点検や施設・設備の長寿命化を図る上で必要となる専門性の高い業務などは、これまでどおり業務を委託していくこととします。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項	平成21年度に大規模改修工事を実施しましたが、この時改修できなかった部分について、本計画年度中に改修を行い、また老朽化した施設の補修を行いながら、適切な維持管理に努めます。今後ワーケーションに対応した施設の改修なども検討し、投資を行う場合であっても集中的な投資を避け、事業計画を立て計画的に執行し、負担の平準化を図ります。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	村の実情(類似施設の有無、利用状況、村民の意向等)から、現状を維持し運営していくこととします。
防災・安全対策に関する事項	利用者、ここで働く者の安全を第一とした施設運営、維持管理に努め、安全が確保することができない施設・設備は、改善策の迅速な実施に努めます。事故の発生防止や事故が発生した場合の迅速な対応がとれるよう、職員の教育訓練を行います。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	更なる利用者のサービス向上を図るため、民間活力の利用や連携について必要に応じ検討しますが、導入には村民の意見を聞き、理解を得ることとします。
その他	行政改革推進委員会を開催し、村民の意見などを反映させながら、今後の施設のあり方について検討をしていきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金単価に関する事項	村内唯一の施設として、村民の憩いの場、安らぎの場としての位置づけのもと、近隣類似施設の状況も的確に把握しながら、健全な運営を行うことができる料金設定をしていきます。
利用状況に関する事項	これまで以上に村内の方に利用してもらえる施設運営を目指します。村観光協会など村内外の関係機関とも連携し、様々な企画を立案・実行し、村外・県外からも訪れたいくなる運営をすることにより、施設利用者の増加を目指します。また、長期滞在型、ワーケーション等の対応により、新たな利用者の掘り起こしを図り、また、通信環境の整備により民間企業の会議等新たな利用を模索します。
繰入金に関する事項	独立採算を原則に、村の福祉センターとして、また村内雇用の場としての位置づけなど、様々な役割を果たしていく中で、一般会計からの繰入額は最小限に留めることに努めます。
資産の有効活用に関する事項	資産(施設)については、全て営業内で活用しており、通常の営業(宿泊、宴会、食堂、入浴)以外での利用(会議のみ等)も使用料徴収規則により使用料を徴収しています。周辺施設(グラウンド、体育館等)や村の観光資源を活用した企画、また研修会・セミナー・合宿など大ホールを活用した誘客を図り、施設全体の稼働率を上げることで保有する資産を有効に活用していきます。
その他	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	施設運営の民間活力の活用については、これまでの福祉センター運営委員会での意見や村民の声などから導入の方向を向いているとは言えません。村が直接運営するより民間活力による運営の方が経費の節減、村民福祉の向上につながるという状況になれば、村民の声を聞きながら検討し判断をしていきます。
職員給与費に関する事項	職員体制については、利用者の状況により見直しを行い、今後、管理職の配置など責任ある管理運営体制を構築し、適正な運営を行います。給与、賃金等については、関係する村条例、法令等に基づき支給し、適正な人員を確保し運営して行きます。
委託費に関する事項	施設と各設備の維持管理に係る委託費は、現状をもとに計画をしています。業務の専門性、有資格者によらなければならないものを業務致していますが、業務委託契約期間や必要経費の精査など、可能な改善や見直しを進めます。
その他	

4. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	村内には、民間も含め類似施設はなく村唯一の施設として、村民のやすらぎの場、憩いの場、交流の場として利用されるよう事業を実施しており、各種体験、トレッキング、村内巡りなど村内観光の拠点としての役割も担っています。また、農業を基幹産業とする本村においては、農業以外の雇用の場も少なく、村施設は村民雇用の場ともなっているなど、本村において重要な役割を果たしています。
公営企業として実施する必要性	村民の福祉の向上、村の観光事業の拠点として各種サービスの提供に努めています。民間活力を活用した場合、経営状況の悪化により撤退や休業が安易に行われてしまうと、施設本来の目的を達成することができない可能性が高まります。 独立採算による経営を目指していくことを維持しながら、厳しい経営状況となった場合でも、住民福祉の向上を第一に考え、村内唯一の施設を経営する行政として責任を持って安定したサービスの提供をする必要があります。

【参考】「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について(通知)」(平成23年12月28日付け総務副大臣通知) 抜粋

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本経営戦略は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間で計画期間とします。但し、投資・財政計画(収支計画)については毎年見直すこととし、中間年(令和8年度)に事後検証を実施しますが、常に情勢変化の的確な把握に努め、必要に応じ中間年以外でも検証をします。
---------------------	--

[illegible]

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度 区 分	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (2年度)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	15	△ 35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	21	35	1	21	21	21	21	21	21	21	21	21
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	36	0.00000	1	21	21	21	21	21	21	21	21	21
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	21	0										
実 質 収 支 黒 字 (P)	15		21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
(N)-(O) 赤 字 (Q)		35										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)		0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)	0											
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	109,595	99,457	53,000	87,187	93,000	109,000	110,000	112,000	114,000	116,000	118,000	120,000
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)	0											
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (2年度)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
収 益 的 収 支 分	6,500	12,315	35,000	9,913	7,000	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	6,500	12,315	35,000	9,913	7,000	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合 計	6,500	12,315	35,000	9,913	7,000	0	0	0	0	0	0	0